

平成31年 第4回 福岡市選挙管理委員会

2月21日（木） 午前10時30分

議 題

1 議案

議案第10号 個人演説会等を開催することができる施設の指定について

議案第11号 個人演説会等の施設の設備の程度の承諾及び公職の候補者
等が納付すべき費用の額の承認について

議案第12号 福岡市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定
めるくじを行う場所及び日時について

議案第13号 福岡市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定
めるくじ等について

2 報告事項

- ① 選挙人名簿から抹消する者の数について
- ② 在外選挙人名簿登録者数について
- ③ 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証
票の交付状況について
- ④ 博多区選挙管理委員会の委員長の就任及び委員長職務代理者の指定につ
いて
- ⑤ 平成31年度当初予算案について

3 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・平成31年3月6日（水） 午前10時30分
- ・平成31年3月20日（水） 午前10時30分
- ・平成31年3月28日（木） 午前10時30分

議案第10号

個人演説会等を開催することができる施設の指定について

個人演説会，政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設を次のとおり指定する。

平成31年 2 月21日

福岡市選挙管理委員会

委員長 津 田 隆 士

指定する施設

	施 設 名	所 在 地	管 理 者 名
1	市営城浜住宅二七棟集会所	東区城浜団地 2 7 番	福岡市長 (住宅都市局住宅管理課)
2	市営下山門住宅 7 区集会所	西区下山門団地 7 番	福岡市長 (住宅都市局住宅管理課)
3	福岡市立東市民センター	東区千早四丁目	福岡市長 (市民局公民館支援課)
4	福岡市立博多市民センター	博多区山王一丁目	福岡市長 (市民局公民館支援課)
5	福岡市立中央市民センター	中央区赤坂二丁目	福岡市長 (市民局公民館支援課)
6	福岡市立南市民センター	南区塩原二丁目	福岡市長 (市民局公民館支援課)
7	福岡市立城南市民センター	城南区片江五丁目	福岡市長 (市民局公民館支援課)
8	福岡市立早良市民センター	早良区百道二丁目	福岡市長 (市民局公民館支援課)
9	福岡市立西市民センター	西区内浜一丁目	福岡市長 (市民局公民館支援課)

(理由)

公職選挙法第161条第 1 項第 3 号の規定による。

(関係法令)

○公職選挙法

(公営施設使用の個人演説会等)

第161条 公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時に行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のものを除く。次条から第164条の3までにおいて同じ。）、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等は、次に掲げる施設（候補者届出政党にあつてはその届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県の区域内にあるもの、衆議院名簿届出政党等にあつてはその届け出た衆議院名簿に係る選挙区の区域内にあるものに限る。）を使用して、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる。

(1) 学校及び公民館（社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館をいう。）

(2) 地方公共団体の管理に属する公会堂

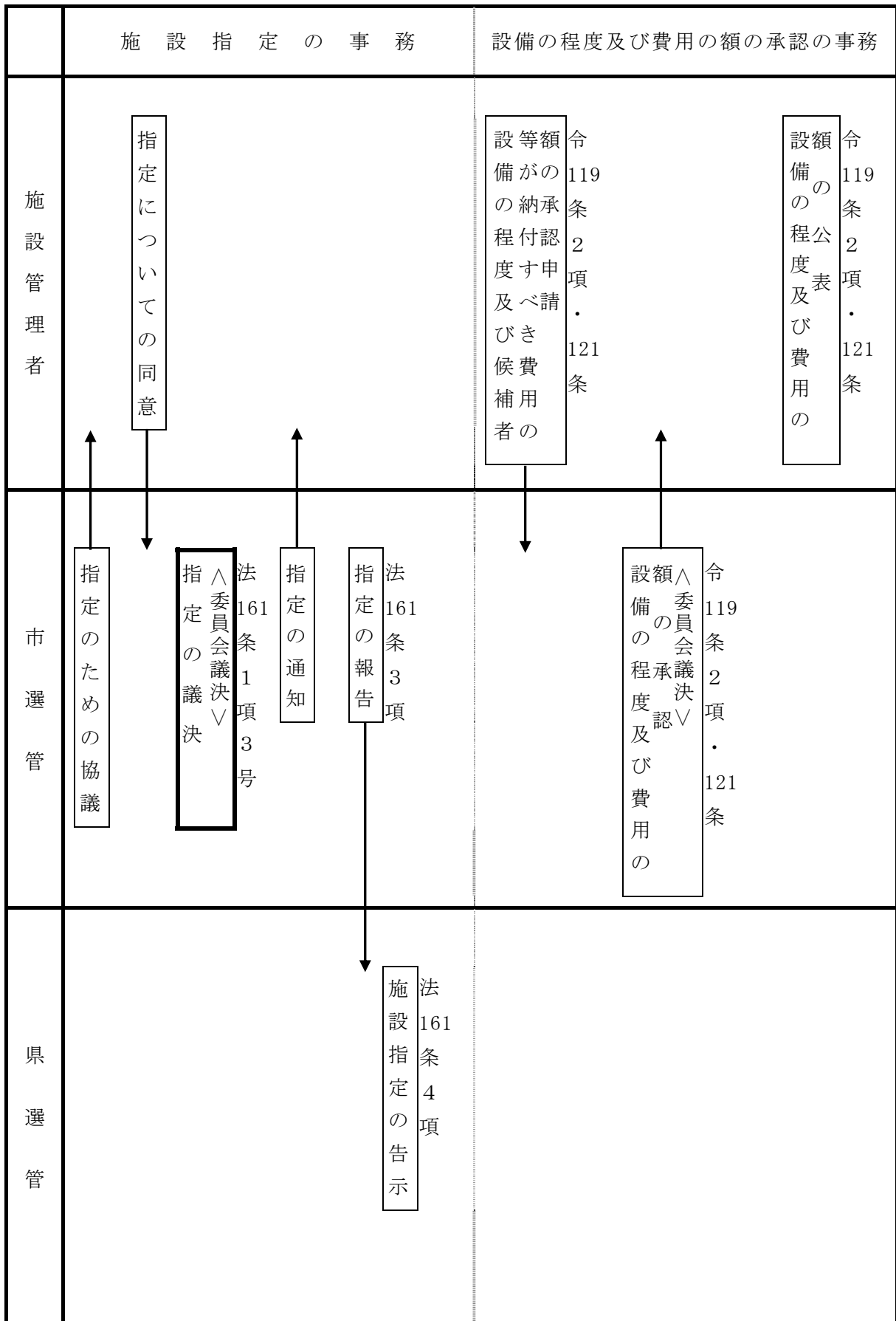
(3) 前2号のほか、市町村の選挙管理委員会の指定する施設

2 前項の施設については、政令の定めるところにより、その管理者において、必要な設備をしなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、第1項第3号の施設の指定をしたときは、直ちに、都道府県の選挙管理委員会に、報告しなければならない。

4 前項の報告があつたときは、都道府県の選挙管理委員会は、その旨を告示しなければならない。

個人演説会等を開催することができる施設の指定等に関する事務の流れ



議案第11号

個人演説会等の施設の設備の程度の承諾及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の承認について

個人演説会，政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設の管理者から申請があった当該施設の設備の程度及び当該施設の使用のために公職の候補者等が納付すべき費用の額については，申請のとおり承諾し，及び承認する。

平成31年2月21日

福岡市選挙管理委員会

委員長 津 田 隆 士

申請内容

別紙のとおり。

(理由)

公職選挙法第161条第1項第1号及び第3号に該当する個人演説会等の施設の管理者から，公職選挙法施行令第119条第2項及び第121条の規定により，当該施設において個人演説会等を開催するために必要な設備の程度の承諾及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の承認を求められたことにより，それぞれ承諾及び承認を行う。

教 総 第 2084 号

平成31年 2 月14日

福岡市選挙管理委員会

委員長 津田 隆士 様

福 岡 市 教 育 委 員 会

教育長 星 子 明 夫

個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき
費用額等の承認申請書

個人演説会等の開催のため必要な施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用
額等に関し次のとおり定めたいので承認願いたく申請します。

1 学校

(1) 変更

区分	施設の名称	種別	納付すべき費用額			施設の設備の程度その他							
			平 日	日曜日	休 日	面 積 ㎡	収 容 人 員	照 明	演 壇	聴 衆 席	控 所	会 場 看 板	放 送 設 備
			昼 夜	昼 夜	昼 夜								
変更前	福岡市立百道小学校	講堂兼体育館	現行どおり			505	500	有	有	板張	有	無	有
変更後	福岡市立百道小学校	講堂兼体育館	現行どおり			732	730	有	有	板張	有	無	有

2 市民センター

(1) 新規

施設の名称	種別	納付すべき費用額			施設の設備の程度その他							
		平 日	日曜日	休 日	面 積 ㎡	収 容 人 員	照 明	演 壇	聴 衆 席	控 所	会 場 看 板	放 送 設 備
		昼 夜	昼 夜	昼 夜								
福岡市立東市民センター	第1会議室	福岡市立市民センター条例別表2に掲げる額とする。			112	66	有	無	可動いす	無	有	無
	第2会議室	福岡市立市民センター条例別表2に掲げる額とする。			83	48	有	無	可動いす	無	有	無
	視聴覚室	福岡市立市民センター条例別表2に掲げる額とする。			107	75	有	無	可動いす	無	有	有
福岡市立南市民センター	第1会議室	福岡市立市民センター条例別表2に掲げる額とする。			70	40	有	有	可動いす	無	有	無
	第2会議室	福岡市立市民センター条例別表2に掲げる額とする。			37	20	有	無	可動いす	無	有	無
	視聴覚室	福岡市立市民センター条例別表2に掲げる額とする。			103	70	有	有	可動いす	無	有	有
福岡市立中央市民センター	第1会議室	福岡市立市民センター条例別表2に掲げる額とする。			114	76	有	無	可動いす	無	有	有
	第2会議室	福岡市立市民センター条例別表2に掲げる額とする。			73	36	有	無	可動いす	無	有	無
	視聴覚室	福岡市立市民センター条例別表2に掲げる額とする。			125	76	有	無	可動いす	無	有	有
福岡市立博多市民センター	第1会議室	福岡市立市民センター条例別表2に掲げる額とする。			105	77	有	有	可動いす	無	有	無
	第2会議室	福岡市立市民センター条例別表2に掲げる額とする。			81	56	有	有	可動いす	無	有	無
	視聴覚室	福岡市立市民センター条例別表2に掲げる額とする。			105	70	有	有	可動いす	無	有	有
福岡市立城南市民センター	第1会議室	福岡市立市民センター条例別表2に掲げる額とする。			110	90	有	無	可動いす	無	有	有
	第2会議室	福岡市立市民センター条例別表2に掲げる額とする。			86	42	有	無	可動いす	無	有	無
	視聴覚室	福岡市立市民センター条例別表2に掲げる額とする。			112	90	有	無	可動いす	無	有	有

福岡市立早良市民センター	第1会議室	福岡市立市民センター条例別表2に掲げる額とする。	135	88	有	有	可動いす	無	有	有
	第2会議室	福岡市立市民センター条例別表2に掲げる額とする。	77	36	有	無	可動いす	無	有	無
	視聴覚室	福岡市立市民センター条例別表2に掲げる額とする。	130	88	有	無	可動いす	無	有	有
福岡市立西市民センター	第1会議室	福岡市立市民センター条例別表2に掲げる額とする。	115	81	有	有	可動いす	無	有	有
	第2会議室	福岡市立市民センター条例別表2に掲げる額とする。	73	36	有	無	可動いす	無	有	無
	視聴覚室	福岡市立市民センター条例別表2に掲げる額とする。	127	72	有	有	可動いす	無	有	有

3 公民館

(1) 変更

区分	施設の名称	種別	納付すべき費用額			施設の設備の程度その他							
			平 日	日曜日	休 日	面 積 ㎡	収 容 人 員	照 明	演 壇	聴 衆 席	控 所	会 場 看 板	放 送 設 備
			昼 夜	昼 夜	昼 夜								
変更前	福岡市今津公民館	講堂	現行どおり			100	100	有	無	板張	有	有	無
変更後	福岡市今津公民館	講堂	現行どおり			89	80	有	無	板張	有	有	無
変更前	福岡市高取公民館	講堂	現行どおり			101	100	有	無	板張	有	有	無
変更後	福岡市高取公民館	講堂	現行どおり			98	90	有	無	板張	有	有	無
変更前	福岡市百道公民館	講堂	現行どおり			100	100	有	無	板張	有	有	無
変更後	福岡市百道公民館	講堂	現行どおり			93	90	有	無	板張	有	有	無

住管第1042号
平成31年 2 月 4 日

福岡市選挙管理委員会
委員長 津田 隆士 様

福岡市長 高島 宗一郎
(住宅都市局住宅部住宅管理課)

個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用額等の承認申請書

個人演説会等の開催のため必要な施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用額等に関し、次のとおり定めたいので承認願いたく申請します。

施設の名称 (所在地)	種 別	納付すべき費用額			施設の設備の程度その他							
		平 日	日曜日	休 日	面積 ㎡	収容 人員	照明	演壇	聴衆 席	控所	会場 看板	放送 設備
		昼夜	昼夜	(昼夜共)								
市営城浜住宅 二七棟集会所	集会室	なし			約 68	約 68	有	無	板張	無	無	無
市営下山門住宅 7区集会所	集会室	なし			約 50	約 50	有	無	板張	無	無	無

(関係法令)

○公職選挙法

(公営施設使用の個人演説会等)

第161条 公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時に行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のものを除く。次条から第164条の3までにおいて同じ。）、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等は、次に掲げる施設（候補者届出政党にあつてはその届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県の区域内にあるもの、衆議院名簿届出政党等にあつてはその届け出た衆議院名簿に係る選挙区の区域内にあるものに限る。）を使用して、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる。

(1) 学校及び公民館（社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館をいう。）

(2) 地方公共団体の管理に属する公会堂

(3) 前2号のほか、市町村の選挙管理委員会の指定する施設

2 前項の施設については、政令の定めるところにより、その管理者において、必要な設備をしなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、第1項第3号の施設の指定をしたときは、直ちに、都道府県の選挙管理委員会に、報告しなければならない。

4 前項の報告があつたときは、都道府県の選挙管理委員会は、その旨を告示しなければならない。

○公職選挙法施行令

(個人演説会等の施設の設備)

第119条 (略)

2 個人演説会等の施設の管理者は、市町村の選挙管理委員会の承諾を得て、…（略）…設備の程度その他施設（設備を含む。）の使用に関する定めを設けて、あらかじめこれを公表しなければならない。

3 (略)

(個人演説会等の施設の使用のために納付すべき費用)

第121条 …（略）…公職の候補者等が納付すべき費用の額は、個人演説会等の施設の管理者が市町村の選挙管理委員会の承認を得て定め、あらかじめ公表しなければならない。

○福岡市立市民センター条例

別表第2

1 ホール使用料

区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	摘要
福岡市立東市民センターのホール	円 5,500	円 22,000	円 27,500	円 27,500	円 49,500	円 55,000	基本セット付
福岡市立南市民センターのホール	5,500	22,000	27,500	27,500	49,500	55,000	基本セット付
福岡市立中央市民センターのホール	3,400	13,600	17,000	17,000	30,600	34,000	基本セット付
福岡市立早良市民センターのホール	3,400	13,600	17,000	17,000	30,600	34,000	基本セット付
福岡市立博多市民センターのホール	3,400	13,600	17,000	17,000	30,600	34,000	基本セット付
福岡市立城南市民センターのホール	3,400	13,600	17,000	17,000	30,600	34,000	基本セット付
福岡市立西市民センターのホール	5,500	22,000	27,500	27,500	49,500	55,000	基本セット付

2 視聴覚室等使用料

区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
福岡市立東市民センター	円 1,450	円 2,800	円 2,650	円 4,000	円 5,150	円 6,050
第1実習室	1,100	2,050	1,900	2,900	3,800	4,400
第2実習室	1,300	2,450	2,350	3,500	4,500	5,300
第1会議室	1,450	2,800	2,650	4,000	5,150	6,050
第2会議室	1,150	2,150	2,050	3,100	3,950	4,650
第3会議室	600	1,200	1,150	1,750	2,200	2,600

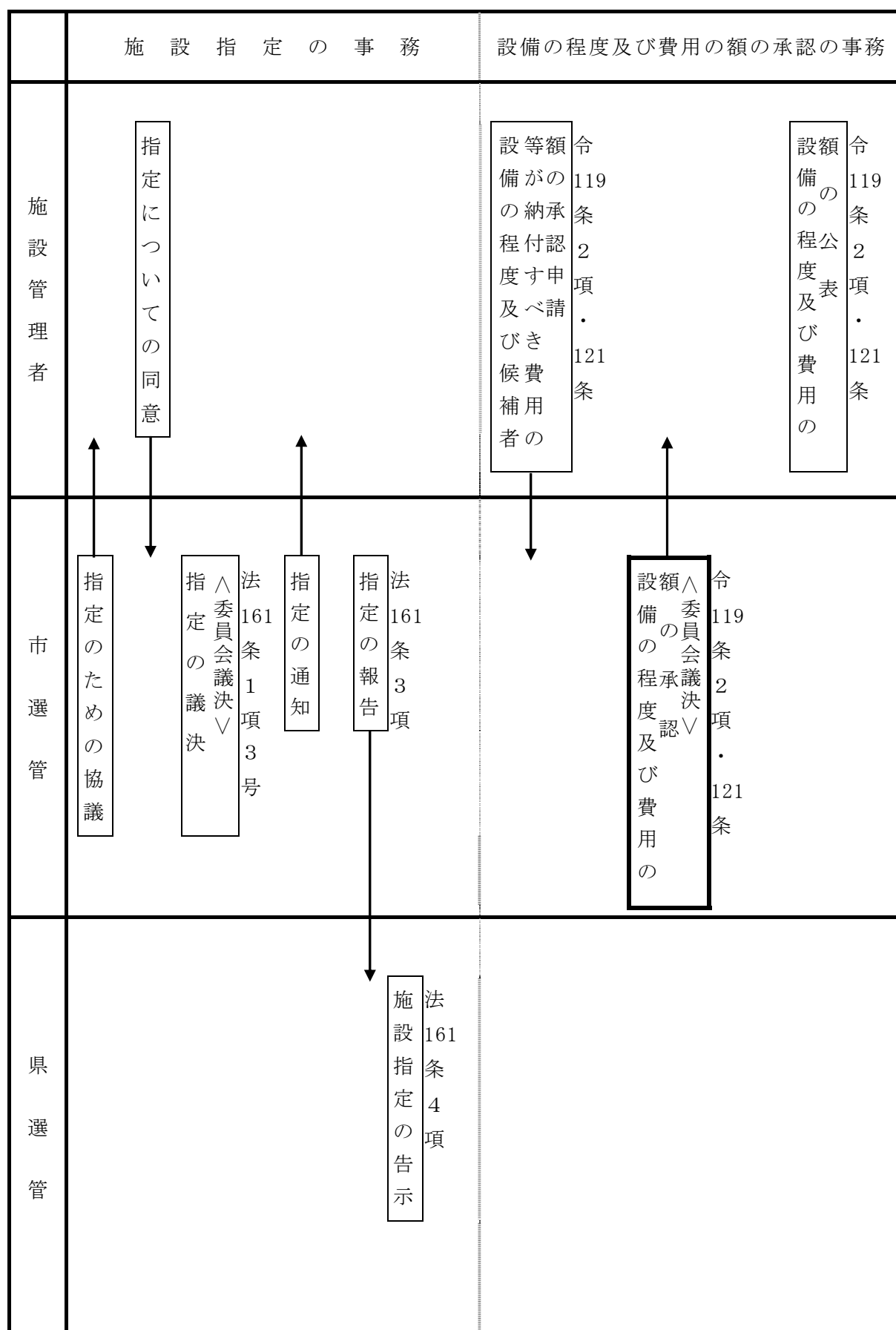
	第1和室	350	550	500	750	950	1,100
	第2和室	300	500	450	650	800	1,050
	第1多目的室（大楽屋）	1,100	2,050	1,900	2,900	3,800	4,400
	第2多目的室（中楽屋A）	550	1,100	1,050	1,550	2,000	2,350
	第3多目的室（中楽屋B）	550	1,100	1,050	1,550	2,000	2,350
福岡市立南市民センター	視聴覚室	1,350	2,650	2,550	3,800	4,850	5,650
	音楽室	950	1,800	1,700	2,550	3,250	3,850
	実習室	1,100	2,050	1,900	2,900	3,800	4,400
	研修室	1,150	2,150	2,050	3,100	3,950	4,650
	第1会議室	950	1,800	1,700	2,550	3,250	3,850
	第2会議室	500	950	850	1,300	1,700	2,000
	第3会議室	350	550	500	750	950	1,100
	第1和室	300	500	450	650	800	1,050
	第2和室	300	500	450	650	800	1,050
福岡市立中央市民センター	視聴覚室	1,450	2,800	2,650	4,000	5,150	6,050
	音楽室	800	1,600	1,450	2,250	2,900	3,400
	実習室	850	1,700	1,600	2,400	3,100	3,550
	第1会議室	1,450	2,800	2,650	4,000	5,150	6,050
	第2会議室	950	1,800	1,700	2,550	3,250	3,850
	第3会議室	500	950	850	1,300	1,700	2,000
	第1和室	300	500	450	650	800	1,050
	第2和室	300	500	450	650	800	1,050
福岡市立早良市民センター	視聴覚室	1,750	3,350	3,200	4,800	6,100	7,200
	音楽室	850	1,700	1,600	2,400	3,100	3,550
	実習室	850	1,700	1,600	2,400	3,100	3,550
	第1会議室	1,750	3,350	3,200	4,800	6,100	7,200
	第2会議室	1,100	2,050	1,900	2,900	3,800	4,400
	第3会議室	600	1,200	1,150	1,750	2,200	2,600
	第1和室	350	550	500	750	950	1,100
	第2和室	350	550	500	750	950	1,100
福岡	視聴覚室	1,450	2,800	2,650	4,000	5,150	6,050

市立 博多 市民 センター	音楽室	950	1,800	1,700	2,550	3,250	3,850
	実習室	950	1,800	1,700	2,550	3,250	3,850
	第1会議室	1,450	2,800	2,650	4,000	5,150	6,050
	第2会議室	1,200	2,250	2,150	3,200	4,100	4,800
	第3会議室	550	1,100	1,050	1,550	2,000	2,350
	第4会議室	550	1,100	1,050	1,550	2,000	2,350
	第1和室	400	600	550	800	1,100	1,200
	第2和室	300	500	450	650	800	1,050
福岡市 立城南 市民 センター	視聴覚室	1,450	2,800	2,650	4,000	5,150	6,050
	音楽室	950	1,800	1,700	2,550	3,250	3,850
	実習室	950	1,800	1,700	2,550	3,250	3,850
	第1会議室	1,450	2,800	2,650	4,000	5,150	6,050
	第2会議室	1,200	2,250	2,150	3,200	4,100	4,800
	第3会議室	550	1,100	1,050	1,550	2,000	2,350
	第1和室	400	600	550	800	1,100	1,200
	第2和室	300	500	450	650	800	1,050
福岡市 立西市民 センター	視聴覚室	1,550	2,900	2,800	4,200	5,400	6,250
	音楽室	1,050	2,000	1,850	2,800	3,650	4,250
	実習室	1,050	2,000	1,850	2,800	3,650	4,250
	第1会議室	1,600	2,950	2,850	4,250	5,450	6,450
	第2会議室	1,050	2,000	1,850	2,800	3,650	4,250
	第3会議室	550	1,100	1,050	1,550	2,000	2,350
	第1和室	350	550	500	750	950	1,100
	第2和室	300	500	450	650	800	1,050

備考

- 1 ホールの利用者が入館者から入場料を徴収する場合の使用料の額は、この表の金額の10割増とする。
- 2 利用時間の超過及び練習等のための利用の場合の使用料の額は、教育委員会規則で定める。
- 3 付属設備の使用料の額は、教育委員会規則で定める。
- 4 特別の設備をした場合において電気、水道又はガスを使用したときには、それぞれの料金の実費を徴収する。
- 5 市内に居住する65歳以上の者を主体とする団体の専用利用については、無料とする。
- 6 基本セットとは、教育委員会規則で定めるホールの付属設備をいう。

個人演説会等を開催することができる施設の指定等に関する事務の流れ



議案第12号

福岡市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

平成31年4月7日執行の福岡市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

平成31年2月21日

福岡市選挙管理委員会

委員長 津 田 隆 士

選挙区	場 所	日 時
東 区	福岡市東区箱崎二丁目54番1号 福岡市東区選挙管理委員会事務局	平成31年3月29日 午後5時30分から
博多区	福岡市博多区博多駅前二丁目9番3号 福岡市博多区選挙管理委員会事務局	平成31年3月29日 午後5時30分から
中央区	福岡市中央区大名二丁目5番31号 福岡市中央区選挙管理委員会事務局	平成31年3月29日 午後5時30分から
南 区	福岡市南区塩原三丁目25番1号 福岡市南区選挙管理委員会事務局	平成31年3月29日 午後5時30分から
城南区	福岡市城南区鳥飼六丁目1番1号 福岡市城南区選挙管理委員会事務局	平成31年3月29日 午後5時30分から
早良区	福岡市早良区百道二丁目1番1号 福岡市早良区選挙管理委員会事務局	平成31年3月29日 午後5時30分から
西 区	福岡市西区内浜一丁目4番1号 福岡市西区選挙管理委員会事務局	平成31年3月29日 午後5時30分から

(理由)

福岡市議会議員選挙公報発行規程第8条第3項の規定による。

(関係法令)

○福岡市議会議員選挙公報発行条例

(掲載文の申請)

第3条 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、掲載文及び写真を添えて、当該選挙区に係る福岡市の区選挙管理委員会を経由して市委員会にその指定する期日までに文書で申請しなければならない。

(選挙公報の発行手続)

第4条 (略)

- 2 一の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合においては、その掲載の順序は、市委員会がくじにより定める。
- 3 前条の申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

○福岡市議会議員選挙公報発行規程

(掲載文の申請)

第2条 条例第3条の規定により、候補者が選挙公報への掲載の申請をしようとするときは、福岡市議会議員選挙公報掲載申請書(様式第1号)を当該選挙の期日の告示のあった日に、郵便によることなく当該選挙区に係る福岡市の区選挙管理委員会(以下「区委員会」という。)を経由して、福岡市選挙管理委員会(以下「市委員会」という。)に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、午前8時30分から午後5時までの間にしなければならない。

(掲載順序のくじ)

第8条 掲載文を選挙公報に掲載する順序を定めるくじは、第2条に定める期間経過後直ちに行う。

- 2 前項のくじを、市委員会は区委員会に行わせることができる。
- 3 第1項のくじを行う場所及び日時は、市委員会が定め、あらかじめ告示する。
- 4 第1項のくじに立ち会う候補者又はその代理人は、くじの開始時刻までに、市委員会(第2項の規定によりくじを区委員会に行わせる場合は区委員会)にその旨を申し出なければならない。

議案第13号

福岡市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじ等について

平成31年4月7日執行の福岡市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじ等について、次のように定める。

平成31年2月21日

福岡市選挙管理委員会

委員長 津 田 隆 士

- 1 くじは次の方法により、各区選挙管理委員会において行う。
 - (1) くじは、くじ棒により行う。
 - (2) 各候補者の立候補届出番号を当該候補者の固有番号とする。
 - (3) 選挙公報への掲載を申請した全候補者について、その固有番号と同じ数値が記載されたくじ棒をくじ箱に入れたうえで、1本ずつ順にくじ棒を取り出す。
 - (4) 最初に取り出したくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を掲載順序1番とし、2番目に取り出したくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を掲載順序2番とする。

以下、同様の方法により掲載順序を定める。
 - (5) 福岡市議会議員選挙公報発行規程別記様式第5号中、(1)の区画に掲載順序1番の者の政見等を、(2)の区画に掲載順序2番の者の政見等を掲載する。

以下同様の方法により政見等を掲載する区画を定める。

- 2 掲載を申請した候補者の数が7人以上の場合は第2面以降を使用することとし、各面に掲載する掲載文の数を次のとおりとする。

掲 載 申請者数	選挙公報 の 頁 数	各面への掲載数（各面6区画）			
		第1面	第2面	第3面	第4面
7	2	4	3	—	—
8	2	4	4	—	—
9	2	5	4	—	—
10	2	6	4	—	—
11	2	6	5	—	—
12	2	6	6	—	—
13	4	6	4	3	全面啓発記事
14	4	6	4	4	全面啓発記事
15	4	6	5	4	全面啓発記事
16	4	6	6	4	全面啓発記事
17	4	6	6	5	全面啓発記事
18	4	6	6	6	全面啓発記事
19	4	6	5	4	4
20	4	6	6	4	4
21	4	6	6	5	4
22	4	6	6	6	4
23	4	6	6	6	5
24	4	6	6	6	6

- 3 各掲載面の掲載文を掲載しない区画には、市選挙管理委員会において啓発記事を掲載する。

（理由）

福岡市議会議員選挙公報発行条例第4条第2項並びに同規程第8条第2項、第10条及び別記様式第5号備考2の規定による。

(関係法令)

○福岡市議会議員選挙公報発行条例

(選挙公報の発行手続)

第4条 (略)

2 一の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合においては、その掲載の順序は、市委員会がくじにより定める。

3 (略)

○福岡市議会議員選挙公報発行規程

(掲載順序のくじ)

第8条 掲載文を選挙公報に掲載する順序を定めるくじは、第2条に定める期間経過後直ちに行う。

2 前項のくじを、市委員会は区委員会に行わせることができる。

3・4 (略)

(選挙公報の印刷)

第9条 選挙公報は、別記様式第5号により、掲載文の原稿を写真製版により、黒色で印刷する。

2 候補者は、選挙公報の体裁等について指定することができない。

(余白の利用)

第10条 選挙公報には、その余白を利用して選挙啓発のための標語又は棄権防止のための事項等を記載することができる。

様式第5号

第1面

年 月 日 執行	選挙区 (定数 人)
福岡市議会議員選挙公報	福岡市選挙管理委員会
(2)	(1)
(4)	(3)
(6)	(5)

備考 1 用紙は、新聞紙大のものとするが、掲載を希望する候補者の数により、用紙の大きさ及び体裁を変更することができる。

2 掲載を希望する候補者の数が7人以上である場合には、第2面以降を使用することができる。この場合の様式及び掲載の順序は、第1面の場合に準じるものとし、各面に掲載する掲載文の数は選挙のつど定める。

報告事項 1

選挙人名簿から抹消する者の数について

2月20日区委員会議決分

区 分	抹消者の合計	抹 消 者 の 内 訳		
		市外転出後 4箇月経過者	死 亡 者	在外登録移転
東 区	867	618	249	0
博 多 区	1,042	874	168	0
中 央 区	845	707	138	0
南 区	771	553	218	0
城 南 区	329	203	126	0
早 良 区	574	383	191	0
西 区	524	351	173	0
福岡市計	4,952	3,689	1,263	0

参考（2月20日区委員会における抹消後の選挙人名簿登録者数）

	前回 選挙人名簿登録者数	前回以降の 抹消者数	2月20日現在 選挙人名簿登録者数
福岡市計	1,254,020	4,952	1,249,068

報告事項 2

在外選挙人名簿登録者数について

2月20日区委員会議決分

区 分	前回 登 録 者 数	前回以降の 新規登録者	前回以降の 登録移転者数	前回以降の 抹 消 者 数	今回 登 録 者 数
東 区	133	0	0	2	131
博 多 区	106	0	0	2	104
中 央 区	139	4	0	0	143
南 区	128	1	0	0	129
城 南 区	73	0	0	2	71
早 良 区	115	5	0	3	117
西 区	69	0	0	1	68
福岡市計	763	10	0	10	763

報告事項 3

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について

平成34年（2022年）6月30日を有効期限とする政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示として用いる証票を前回報告以後下記のとおり交付した。

記

交付数

1 市議会議員選挙

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 候補者等用 | 7人（全交付数 84人） |
| (2) 後援団体用 | 4団体（全交付数 81団体） |

2 市長選挙

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 候補者等用 | 0人（全交付数 1人） |
| (2) 後援団体用 | 0団体（全交付数 1団体） |

報告事項 4

博選第 228 号
平成 31 年 2 月 20 日

福岡市選挙管理委員会委員長 様

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 市 木 潔



福岡市博多区選挙管理委員会委員長及び委員長職務代理者の
就任について（通知）

この度、前委員長の退職にともない、次の者が新たに委員長及び委員長職務代理者に就任しましたので、お知らせします。

職 名	氏 名	就 任 年 月 日
委 員 長	市 木 潔	平成 31 年 2 月 20 日
委員長職務代理者	嶋 田 高 幸	平成 31 年 2 月 20 日

平成31年度

当初予算案説明資料

選挙管理委員会事務局

平成31年度 当初予算案説明資料

(歳入)

選挙管理委員会事務局

頁	目	平成31年度	平成30年度	比較増減(△)		事項説明
				金額	率	
45	16款 分担金 及び負担金 1項 負担金 1目 総務費負担金	千円 2,386	千円 -	千円 2,386	% -	5 脇山財産区議会議員選挙費負担金 (地方自治法に基づく負担金)
90	19款 県支出金 3項 委託金 1目 総務費委託金	525,835	173,408	352,427	203.2	5 在外選挙人名簿登録事務費委託金 (公職選挙法に基づく委託金) 155 千円
						6 参議院議員通常選挙費委託金 (公職選挙法に基づく委託金) 385,530 千円
						7 県知事及び県議会議員選挙費委託金 (公職選挙法に基づく委託金) 140,150 千円
106	24款 諸収入 3項 保険料収入 1目 保険料収入	31	99	△68	△68.7	1 雇用保険料収入 (雇用保険法に基づく保険料収入・臨時的 任用職員分)
116	24款 諸収入 13項 雑入 13目 その他の雑入	1	1	-	-	
歳入合計		528,253	173,508	354,745	204.5	

(歳 出)

2款 総務費
4項 選挙費

頁	科 目	平成31年度	平成30年度	比 較 増 減(△)		事 項 説 明
				金 額	率	
		千円	千円	千円	%	(前年度予算)
190 5 193	1目 選 挙 管 理 費 選 委 員 会 費	286,995	281,406	5,589	2.0	1 給与費等 273,841 千円 (272,919千円) (市)委員長 月額 255 千円 (市)委 員(3人) 月額 215 千円 (区)委員長(7人) 月額 137 千円 (区)委 員(21人) 月額 116 千円 事務局職員 31人(市10人, 区21人) 2 経常事務費 13,154 千円 (8,487千円) 〔 関連歳入 〕 (17) 県支出金 155 千円 在外選挙人名簿登録事務費委託金 (22) 諸収入 5 千円 雇用保険料収入 4 その他の雑入 1
192 5 193	2目 選 挙 啓 発 費	6,140	6,140	-	-	(前年度予算) 明るい選挙推進事業費 6,140 千円 (6,140千円) ・一般有権者に対する啓発 3,530 千円 (3,587千円) ・若者に対する啓発 1,216 千円 (1,239千円) ・明るい選挙推進協議会の運営 1,249 千円 (1,204千円) ・その他 145 千円 (110千円)
192 5 195	3目 参 議 院 議 員 費 通 常 選 挙 費	385,544	- (353,028)	385,544 (32,516)	- (9.2)	(28年度予算) 1 給与費等 81,200 千円 (86,089千円) 〔 関連歳入 〕 (19) 県支出金 81,200 千円 参議院議員通常選挙費委託金 2 臨時啓発費 3,764 千円 (3,310千円) 〔 関連歳入 〕 (19) 県支出金 3,764 千円 参議院議員通常選挙費委託金 3 その他の選挙執行経費 300,580 千円 (263,629千円) ・投票立会人等報酬 9,594 千円 (9,150千円) ・投票事務従事者等賃金 54,902 千円 (47,518千円) ・入場整理券郵送 68,200 千円 (52,932千円) ・ポスター掲示場設置撤去 38,147 千円 (31,500千円) ・選挙公報配布 32,054 千円 (33,000千円) ・投票システム運用 13,992 千円 (15,000千円) ・その他 83,691 千円 (74,529千円) 〔 関連歳入 〕 (19) 県支出金 300,566 千円 参議院議員通常選挙費委託金 (24) 諸収入 14 千円 雇用保険料収入

※3目 参議院議員通常選挙費の欄の()書きは, 前回 同選挙に係る平成28年度の予算額と平成31年度予算額との比較増減

頁	科 目	平成31年度	平成30年度	比 較 増 減(△)		事 項 説 明
				金 額	率	
194 5 197	4目 県知事及び 県議会議員 選挙費	140,158	173,255	△33,097	-	(27年度予算)
			(145,824)	(△5,666)	(△3.9)	1 給与費等 36,709 千円 (46,583千円)
						〔 関連歳入 〕
						(19) 県支出金 36,709 千円
						〔 県知事及び県議会議員選挙費委託金 〕
						2 臨時啓発費 6,248 千円 (6,283千円)
						〔 関連歳入 〕
						(19) 県支出金 6,248 千円
						〔 県知事及び県議会議員選挙費委託金 〕
						3 その他の選挙執行経費 97,201 千円 (92,958千円)
196 5 199	5目 市議会議員 選挙費	246,325	148,997	97,328	-	(27年度予算)
			(252,654)	(△6,329)	(△2.5)	1 給与費等 29,359 千円 (35,621千円)
						2 臨時啓発費 6,184 千円 (6,283千円)
						3 その他の選挙執行経費 210,782 千円 (210,750千円)
						〔 投票立会人等報酬 4,250 千円 (5,288千円) 〕
						〔 投票事務従事者等賃金 14,839 千円 (16,232千円) 〕
						〔 ポスター掲示場保守撤去 4,816 千円 (3,997千円) 〕
						〔 選挙公報配布 18,674 千円 (10,447千円) 〕
						〔 投票システム運用 4,886 千円 (3,250千円) 〕
						〔 選挙公営費用 138,842 千円 (142,861千円) 〕
						〔 その他 24,475 千円 (28,675千円) 〕
						〔 関連歳入 〕
						(19) 県支出金 97,193 千円
						〔 県知事及び県議会議員選挙費委託金 〕
						(24) 諸収入 8 千円
						〔 雇用保険料収入 〕

※4目県知事及び県議会議員選挙費の欄の()書きは、前回 同選挙に係る平成27年度の予算額と平成31年度予算額との比較増減

※5目市議会議員選挙費の欄の()書きは、前回 同選挙に係る平成27年度の予算額と平成31年度予算額との比較増減

頁	科 目	平成31年度	平成30年度	比 較 増 減(△)		事 項 説 明
				金 額	率	
198 ↳ 199	協山財産区議会議員選挙費	千円 2,386	千円 - (2,260)	千円 2,386 (126)	% - (5.6)	(27年度予算) 1 給与費等 569 千円 (564千円) 〔 関連歳入 (16) 分担金及び負担金 569 千円 協山財産区議会議員選挙費負担金 〕 2 その他の選挙執行経費 1,817 千円 (1,696千円) ・投票立会人等報酬 310 千円 (431千円) ・投票入場整理券印刷等 493 千円 (400千円) ・選挙公営費用 695 千円 (583千円) ・その他 319 千円 (282千円) 〔 関連歳入 (16) 分担金及び負担金 1,817 千円 協山財産区議会議員選挙費負担金 〕
198 ↳ 199	▲ 市長選挙費	-	388,221	△388,221	-	
	歳 出 合 計	1,067,548	998,019	69,529	7.0	

※6目 協山財産区議会議員選挙費の欄の()書きは、前回 同選挙に係る平成27年度の予算額と平成31年度予算額との比較増減

平成31年度 選挙啓発事業について

< 明るい選挙推進事業費 > ※常時啓発

事業	予算（千円）
○一般有権者に対する啓発	3,530
・せんきょかわら版の発行・配付	2,110
・話し合い学級の実施	1,010
・啓発物資などの作成・配布	310
・ホームページの更新	100
○若者に対する啓発	1,216
・ポスターコンクールの実施	566
・出前講座の実施	130
・若者向けチラシ等の作成・配布	200
・住民票異動呼びかけポスター等の作成・配布	124
・研修会等への派遣等	196
○明るい選挙推進協議会の運営	1,249
・研修会等への参加	607
・（公財）明るい選挙推進協会への負担金	400
・事務費等	242
○その他	145
合 計	6,140

< 県知事及び県議会議員選挙費，市議会議員選挙費，参議院議員選挙費 > ※臨時啓発（予定）

- ・啓発物資の製作・配布
- ・のぼり・グラフィックステッカー・懸垂幕・横断幕等の掲示
- ・特設ホームページの開設
- ・広報車の運行，庁内放送，駅構内放送
- ・街頭啓発
- ・セセウフ（大学生による選挙啓発グループ）による啓発（動画配信等）
- ・大型画面・PRボード（公共施設）の活用
- ・せんきょかわら版の発行・配布等